(趣旨)

第1条 この規程は、板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議設置要綱(平成年月日区長決定) に基づき、板橋区重症心身障がい・医療的ケア児等会議(以下「重心・医ケア児等会議」という。) の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(重心・医ケア児等会議の公開)

第2条 何人も、本規程の定めるところにより、重心・医ケア児等会議を傍聴することができる。 ただし、重心・医ケア児等会議の内容が東京都板橋区情報公開条例(平成12年板橋区条例第1号) に規定される非公開情報が含まれる等の場合は、この限りではない。

(傍聴の申込)

- 第3条 重心・医ケア児等会議の議事の傍聴を希望する者は、福祉部障がいサービス課において、 申込書に、自己の住所、氏名などを記入の上、傍聴券を受け取るものとする。
- 2 障がいサービス課は、会議を行う場所等を勘案して予め傍聴者の数を定め、申込みがその数に 達するまで、申込者の先着順に傍聴を許可するものとする。ただし、障がいサービス課が特段の 事情があると認める場合には、先着順によらず傍聴をすることができる。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退室しようとするときは、これを福祉部障がいサービス課に返還しなければならない。

(傍聴席に入れない者)

- 第4条 次の各号の一に該当すると認めたときは、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 傍聴券を携帯していない者
 - (2) 凶器の類を携帯した者
 - (3) 酒気を帯びた者
 - (4) 異様の服装をした者

(傍聴者の遵守事項)

- 第5条 傍聴者は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。
 - (1) 他人に危害を加える恐れのある物を携帯してはならない。
 - (2) ゼッケン、たすき等を着用したり、ビラ、プラカード、旗の類を持ち込んではならない。
 - (3) 委員の発言に対し、批判を加えてはならない。
 - (4) 発言し、又は拍手その他の方法により、公然と可否を表明してはならない。
 - (5) 会議中にみだりに席を離れてはならない。
 - (6) 騒ぎ立てる等、会議の妨害をしてはならない。
 - (7) 飲食又は喫煙をしてはならない。
 - (8) 写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た者は、この限りではない。
 - (9) 携帯電話等を使用してはならない。
 - (10) その他、会議の支障となる行為をしてはならない。

(傍聴者の入退室)

- 第6条 傍聴者の入退室は、次の各号による。
 - (1) 会議中における入室及び退室は、原則として認めない。
 - (2) この規程に違背し、会長に退室を命じられた者は速やかに退室しなければならない。 (雑則)
- 第7条 この規程に定めのない事項は、福祉部長が定める。

付 則

この規程は、令和7年8月7日から施行する。